

生駒市選挙管理委員会告示第28号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年3月31日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、係長、主査、主任、書記及び書記補」を「及び係長」に改め、同条第3項中「主幹」の次に「、局長補佐、主査、主任、主事及び事務員」を加え、同条第4項中「庶務を掌理する」を「事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」に改め、同条第5項中「事務局長を補佐し」を「上司の命を受けて担当事務を掌理し」に、「ときは」を「とき、又は事故があるときは」に改め、同条第9項中「書記及び書記補」を「主事及び事務員」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「上司の指揮を受けて主幹の事務」を「上司の命を受けて所管の業務」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「上司の指揮を受けて担当事務」を「上司の命を受けて担当事務」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「上司の指揮」を「上司の命」に改め、「掌理し」の次に「、係員を指揮監督するとともに」を、「主幹」の次に「及び局長補佐」を加え、「事故ある」を「事故がある」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 局長補佐は、上司の命を受けて担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局長及び主幹ともに不在のとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

第16条第2号中「主幹」の次に「、局長補佐」を加え、「及び書記」を「及

び主事に改め、同条第3号中「書記補」を「事務員」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。